

立川市生活支援

サポーター養成研修

資格がなくても
自分のできる範囲で
働ける。
感謝されて、お給料も
貰えてありがたい。

お掃除

お洗濯 お料理

お買い物 など



いつもの家事を
お仕事に!!

毎年7月と11月頃に開催します。

全3日間 午前9時30分～午後1時

【対象者】: 上記3日間の研修をすべて受講可能で、受講後、立川市生活支援サポーターとして活動する意向のある18歳以上の方

【会場】: 立川市役所3階302会議室
(住所:立川市泉町1156-9)

3日間の研修は
全て無料です♪



詳しくは裏面をご覧ください→→→

生活支援サポーター、研修内容、お申込み方法について

生活支援サポーターができることは？



ヘルパー資格を持っていなくても、立川市の指定を受けている事業所に所属し、高齢者宅へ伺い、家事支援サービス(自宅の掃除、洗濯、調理、買い物など)のことができます。事業所に所属する以外にも、ご自身で事業所を設立し、市の指定を受けて家事支援サービス事業を行うこともできます。

研修内容



- 【1日目】「総合事業」「介護保険制度」ってどんなもの？
「高齢者の特徴(心身)」「認知症」とは？
※認知症サポーター研修を兼ねています

認知症について
理解することが
できた

(参加者アンケートより)

- 【2日目】高齢者本人の意思を尊重する「自己決定支援」について
高齢者の権利を守る「権利擁護」について
「消費者被害」について
高齢者にどう向き合うか「対人援助」について

事例を交えながら
わかりやすい内容
でした。

(参加者アンケートより)

- 【3日目】ヘルパーのお仕事とは？「実践の現場から」
地域福祉コーディネーターより「地域活動紹介」
グループワーク「自分の働き方計画」「これからの活動計画」
訪問介護事業所などより「ふくしのおしごと」紹介

お問い合わせ

立川市役所 高齢福祉課 介護予防推進係

TEL 042-523-2111 内線 1471・1483

FAX 042-522-2481 Eメール kourei-t@city.tachikawa.lg.jp